

平成二十九年十一月二十一日受領  
答 弁 第 三 七 号

内閣衆質一九五第三七号

平成二十九年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出神戸製鋼所の製品のデータ改ざんに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出神戸製鋼所の製品のデータ改ざんに関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の「同社等」は、株式会社神戸製鋼所のほか、関西電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社等の実用発電用原子炉の設置者、再処理の事業を行う日本原燃株式会社及び電気事業連合会等である。

二について

御指摘の「聴取等」については、株式会社神戸製鋼所による調査の状況を踏まえつつ、引き続き行っていくこととしている。

御指摘の「最終結果」の公表については、株式会社神戸製鋼所による調査の状況等を踏まえる必要があり、現時点ではお答えすることは困難である。

三について

御指摘の「同社等」には株式会社ジルコプロダクツは含まれていない。

四及び五について

株式会社ジルコプロダクツの製造した燃料被覆管に関しては、原子力規制庁において、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）等への適合性が確認され再稼働した実用発電用原子炉の設置者である関西電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社と平成二十九年十一月十四日に面談を行い、それぞれ調査中であると聞いている。また、今後、原子力規制庁において、これら以外の実用発電用原子炉の設置者からも、株式会社ジルコプロダクツの製造した燃料被覆管に関する調査の実施状況について報告を受けることとしている。